

（第三部）

第六回 参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和二十四年十一月二十四日（木曜日）
午後一時五十分開会

本日の會議に付した事件

○地方行政調査委員会設置法案（内閣送付）

○委員（岡本愛祐君） これより地方行政委員会を開会いたします。

本日の議題は先日引続きまして、地方行政調査委員会設置法案の予備審査をいたします。一昨日の委員会政府当局に要求しておきました。この法律案第二條にありますが、国家行政組織法第八條第一項の規定に基いて、臨時に總理府の機關として、地方行政調査委員会を設置するとのありますが、その總理府の機關としてというものは、どういふ意味であるか、従来政府のいろいろの機關の設置法におきまして、或いは附屬機關として、何々を設置するといひ、或いは内閣の所轄の下に、臨時に委員会を置くといひ、又内閣總理大臣所轄の下に日本學術會議を置くといひ、又或いは地方自治庁設置法のごときは、總理府の外局として地方自治庁を設置すると、こういうふうにならまらなれております。これについて政府委員から説明を承りたい。

第三部 地方行政委員会會議録第七号 昭和二十四年十一月二十四日

附屬機關という言葉の異同ということであり、このいづれも国家行政組織法第八條の機關について、この附屬機關という言葉が両方共用いられておるのであります。法律上の性格といたしましては、国家行政組織法第八條の機關でありますから、その限りにおいては、特別の差異がないということとが言えるのであります。第八條の機關の中には、各省設置法に、大体一覽表で、左の附屬機關を置くというふうなことで、いろいろ書いてございますが、その中には單なる主務大臣の諮問機關というものもあつたります。或いは調査審議をするための調査機關といふものもあつたります。試験研究機關といふようなものもあるわけでありまして、これらの機關はいずれも第三條のいわゆる行政を執行するところの行政機關といふものではないわけでありまして、これらの第八條の機關につきまして、一般的に各省設置法におきましては附屬機關と呼んでおりますが、ただ日本學術會議だけは總理府の機關でありますけれども、特に附屬機關という言葉を用いまして、ただ單に機關という言葉を置いておるわけでありまして、その意味はやはり日本學術會議といふものの性格を考へまして、單なる總理府の附屬機關というよりも、やはり學問といふものを重んずるという見地から、その自主的な性格を尊重いたしまして附屬という言葉を用いたわけでありまして、その限りでは附屬機關といふのと表現が違つておるし、

從つて文字の意味としても多少違つて来るわけでありまして、地方行政調査委員会と云ひますのも丁度この日本學術會議と同じような考え方で性格といたしましては、国家行政組織法第八條の機關ではあるが、一般の附屬機關とは別な性質を有して、單に機關といふふうにはいたしまして、學術會議と同様な独自の性格を強く持つものであるといふことを表わしたわけであり

それから内閣總理大臣の監督権の範圍であります。これは總理府に置かれる機關であります以上は、當然に總理大臣の監督を受ける機關であります。これは他の国家行政組織法第八條の、各府なり省なりに設置せられます附屬機關とその限りにおきましては、特別に違ひがないということになるわけでありまして、

○委員（岡本愛祐君） 尙お尋ねいたしますが、日本學術會議の方は總理府設置法の第十六條に「内閣總理大臣の所轄の下に、日本學術會議を置く」とあるのですからそれと同じものならば、やはりこの會議も内閣總理大臣の所轄の下に地方行政調査委員会を置く、こういうふうにならざるやないかと、何故分けて書いたか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員（鈴木俊一君） この点も多少その辺のニュアンスがあるわけでありまして、本来附屬機關でありますならば、本來的な附屬機關でありますから、附屬という言葉を用いたわけでありまして、その限りでは附屬機關といふのと表現が違つておるし、

設計しまして、それで事足りるわけでありまして、總理府設置法の中にこの第十五條の第二項にありますが「前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める」ということになつておりました。現行法の建前といたしましては、これは單にこの欄の中に選挙制度調査会とか社会保険制度審議会等と同様の一項を設けて、後で政令で規定を設ければ現在の一般原則として差支ないことになつておるわけでありまして、ところが日本學術會議はその点を更に強く、重要なものであるといふ点を表現をいたしたために特別の單行法を設けて、今のような規定を設けておるわけでありまして、この地方行政調査委員会につきましても同様な趣旨を以ちまして、特に特別の單行法を設けることが適當であらうということとで今案を提出したという次第であります。その点は他の附屬機關よりもやはりこれを重視して考へておるわけでありまして、ただ今お尋ねのごさいました、一方におきましては内閣總理大臣の所轄という言葉を使つておることで、こちらの方にたゞ機關として、こゝろ書いてございまして、これはやはり日本學術會議設置法の方は多少国会の御提案になつた関係もございまして、政府提案の法案と字句その他につきましては多少書き方が違つておる点もあるわけでありまして、国家行政組織法の原則に基きまして政府側で提

案をいたしております案に關しましては、書き方としては大体こういうふうな何々の機關としてというふうな書き方に今後統一をする方針の下に、政府としては立案をいたしておる次第であります。

監督権の範圍の問題といたしましては、附屬機關でございますから、これは一般の行政組織法第八條の機關と同様に監督を受けるという形になるわけでありまして、

○西郷吉之助君 鈴木連新部長に第八條の点をお尋ねしたいのですが、この前鈴木部長がおられないうちでよくと聽いたがはつきりしなかつたのですが、第八條の第二項に「前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣總理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける」とこの点は旅費並びに日当を受ける参考人を喚んだのは會議なんです、會議が必要で喚んだ以上は、その文句が、内閣總理大臣と大蔵大臣が協議して決めるというのはおかしいのですが、この會議は非常に重要な會議だ、そういうような性質から言つてもこの字句は、議長が内閣總理大臣と協議して決める額、これを渡すのだというのが適當ではないですか。會議が招集した参考人に対して旅費及び日当を授けるのに議長はどこかにはつといて、内閣總理大臣が大蔵大臣と協議して決めるという、どうも會議が非常に重要な、而も内閣に隷屬したものでないという趣旨の目的とは

設計しまして、それで事足りるわけでありまして、總理府設置法の中にこの第十五條の第二項にありますが「前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める」ということになつておりました。現行法の建前といたしましては、これは單にこの欄の中に選挙制度調査会とか社会保険制度審議会等と同様の一項を設けて、後で政令で規定を設ければ現在の一般原則として差支ないことになつておるわけでありまして、ところが日本學術會議はその点を更に強く、重要なものであるといふ点を表現をいたしたために特別の單行法を設けて、今のような規定を設けておるわけでありまして、この地方行政調査委員会につきましても同様な趣旨を以ちまして、特に特別の單行法を設けることが適當であらうということとで今案を提出したという次第であります。その点は他の附屬機關よりもやはりこれを重視して考へておるわけでありまして、ただ今お尋ねのごさいました、一方におきましては内閣總理大臣の所轄という言葉を使つておることで、こちらの方にたゞ機關として、こゝろ書いてございまして、これはやはり日本學術會議設置法の方は多少国会の御提案になつた関係もございまして、政府提案の法案と字句その他につきましては多少書き方が違つておる点もあるわけでありまして、国家行政組織法の原則に基きまして政府側で提

反するのではない、そういうふう
に思いますがね。

○政府委員(鈴木俊一君) この点はこ
の委員会が議院に置かれまする機
関でありますので、議院の府内の
各種のいろ／＼附屬機関或いは本
の事務局等いろ／＼と總理大臣の下に
あるわけでありまして、そういうもの
の、日当等の定額の一般的な基準とい
うものはやはり予算と関連をいたしま
すために、大蔵大臣と内閣總理大臣
が協議して決めるという、いわば行政
の、何と言いますか、管理事務的の関
係につきましましては、總理大臣の監督の
下にある機関でありますから、そこ
で總理大臣がその全体の各種の附屬機
関なり、本機關なりを統轄いたします
る立場として大蔵大臣と協議をして決
める、こういうふうなことにいたしてお
る次第であります。内閣總理大臣がその
具体的の基準を決めますに当りまして
は、この地方行政調査委員会に対し
まする問題に對しましては、勿論會議
の議長と當然に協議をいたしまして、
その希望を実現するようにならうと大蔵
大臣と協議するということになると思
うのであります。

○西郷吉之助君 今の御説明で政府側
の意向は分りますがね。分るけれど
も、大体直ぐ何でもそういうようなも
のを大蔵大臣というふうなことをしな
いで、議長と内閣總理大臣が協議す
る、勿論その内閣總理大臣はそういう
ことを大蔵大臣において決めた、そう
いうわけがあるでしようから、總理大
臣に議長からそういうふうなあれを受
けた場合は、その規定に基づいて支給す
ればいいので、何も一々實際がそうし

もしないのに内閣總理大臣が大蔵大臣
と協議して決めるというふうなことを
ここに持出さんでも、もうもと／＼決
めてある規定があるのだから、議長が
會議の關係で呼んだ、そういうふうな
ものに對する支給額は議長が總理大臣
に支給方を報告すればそれでこと足り
るでしよう、實際は。だから大体こう
いうふうな文句でいきなり總理大臣が
大蔵大臣と協議して決める、議長は何
かけ離れたようなふうな取れるので
す。そういうふうな書くと、やはり總
理府の一機関ではあつても議院のな
のでなく、独立的なむしろ性格を持つ
た重要なものだから、そういうふう
にした方が會議の議長の意味もつく
し、飛び離れたことにならん。そうい
うふうな思ふけれどもこの点はそれ以
上又御答弁を伺わんでもいいのです
が、そう思ふのです。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は予
算に關する限度におきましては、予算
の要求をいたしますときに具体的に
大蔵大臣の在定を受けるわけでありま
するが、それと同時にこういう特別職
の給與に關する問題につきましまして
は、一般の給與につきましても、こ
ういうような旅費等の給與につきま
しても、やはりそれ／＼各主務大臣から大
蔵大臣に協議をする建前になつており
ますので、そういうふうな規定いたし
たわけでありまして、併しこれは飽
くまでも一般原則でございまして、會
議の原則が決まりましますならば、個々
の参考人の出頭等につきましましての旅
費、日当の支給ということは勿論これ
は議長が當然やり得ることになると思
ひまして、そういう一般基準について
こは申しておるわけでありまして、個
別の参考人の出頭について、そういう
ふうな一々大蔵大臣と協議するとい
うようなことのために制限を受るとい
うようなことはない、このようになつ
ておるのであります。

○西郷吉之助君 前委員會においてち
よつと質問して御答弁を伺わなかつた
のだけれども、ここで重ねてもう一度
大臣に伺いたいのですが、その前に伺
つて置きますが、予算の点ですが、大
蔵省から要求事項の極く一部しか受け
てないようですが、この間申上げまし
たようにシャウプ勸告に基いて重要な
地方行政の事務を担当するこの會議
が、こういうふうな法案も出て非常に
重要なことをするのだけれども、裏付
けたる予算の点になると、運用する上
からも、予算と人員内容が揃わなけれ
ば仕事はできない。然るにこの大蔵省
の方の査定というものは二級、三級の事
務官に至つては五分の一以下に切つて
おるのです。僅か十人以下のような
事務局でこんな大きな仕事が一二年や
半年にできるわけはない。而もその裏
付けたる予算も極めて少い、そういう
ようなことでは有名無実なこの會議が
なつてしまふのです。ですからこの
点はもう少し事務局も大蔵省と大い
に折衝されて、こういうふうなものを
設けるからには運営上十分の結果が出
るようには予算をもつと取られる必要が
あるし、大蔵省としてもこういうよう
な勸告に基いて新たに設置する以上
は、無駄な金を使ひわけじやないのだ
から、必要な経費は出すべきだと思
ひますが、こういうふうな極めて削減さ
れた予算じや、これは實際には仕事を
する上からもできない、こういうふう
な極かな人員では。私はそう思ふので
すが、どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この予算の
關係であります。この点は政府と
いたしまして、立案の過程におきま
して地方行政調査委員會にござ
います。當初地方自治庁でこの事務
を担当するといふような形になつてお
りましたので、或る程度人員の合理
的な運用ができるというところから、
委員の要求を伏せていたものであ
りますが、独立の事務局を設けるとい
うようなことに構想が転換をいたしま
したのに関連をいたしまして、新らし
く更に要求を増加したわけであり
ますが、その間すでに補正予算、一般
予算等も關係方面に原案を提出する
といふような形になりまして、更に關係
方面等ともこの問題につきましまして直
接に教団に耳をしまして連絡をいたした
のであります。そういうふうな關係が
ありましたが、今日一応の内定をいた
しておりますところでは、先般来申
上げたと思ひますが、本年度は取敢ず
六人といふことになるのであります
が、来年度は二十人といふことで、本年
度概算三百萬、来年度は概算約八百萬
という一応の予算が内定をいたしてお
るのであります。勿論これは御指摘が
ありましたように甚だしく十分な活動
をするに足る経費であるとは申しがた
いのであります。因費多端な際でござ
いますので、一つこの程度で最大限
の能率を発揮して行けるように努力い
たしたい、こう考へておる次第であり
ます。

○西郷吉之助君 大蔵省に總理府から
出された人員は在定人員と大分違ふの
ですが、そのときの予算というものは、
大体結果としてはここでは今御説
明の二十五年八百萬円というのでした
が、大体原案はどのくらいの額で予
算を出されたのかというところ、それ
と更に専門調査員なんかの方々も一回
千円の手当ですね、月額四千円。これ
は補正予算だからいけれども、二十
五年の方でも非常勤で、こういう手当
で實際に運営できるかという問題が非
常に疑問なんです。この間も申上げま
したが、僅かに五人の委員、そして
専門員が全部非常勤である。而も事務
局の事務官などもこういうふうな制限
されて、そして一年か一年半にこう
いう大きな仕事をするといふことは殆
んど不可能に思われるが、それでもこ
の法案を通して欲しいというならば、
これだけの仕事をされるには、こうい
うふうな大蔵省が予算でも人員でも削
つてしまつて仕事ができないかつたら、
政府全体の責任になると思ふのです
が、大体二十五年度の總理府から大蔵
省に出された人員に伴う予算の總額と
いふものは幾らを出したのですか。
これを伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは事務
局職員を四十二人常任にするという建
前にいたしまして、二千九百四十四萬
六千円といふ當初の要求をいたしたの
であります。

○西郷吉之助君 今の約三千萬円の要
求に對して、人員の削減と共に八百萬
円、年八百萬円で、これで行くわ
けがないと思ふのです。どうも池田大
蔵大臣はこの前の議會で問題になつた
通り、地方財政の非常な窮乏な折か
ら、国家財政の方との勘案というふう
な理由で、法律に基く規定としてある

交付税を半減以下にした人なんです
それは非常な法律上の性格が格別なも
今第一に地方行政調査委員會の性格
段とそういう原則を改めまして、從來
は先刻来申上げましたように、學術會
議に對する交付税を半減以下にした人なんです

ればいいので、何も一々実態がどうし
これは申しておるわけでありませう。個
する上からもできない、こういうふう
出された人員は在定人員と大分違ふの
な理由で、法律に基く規定としてある

配付税を半減以下にした人なんです
が、又今度もこういうふうな設けられ
るのは、やはり地方行政の非常な重要
なものとして設置して置かなければならぬ。日
本学術会議と並べるつもりで置かなが
るの方は三分の一以下に削減した。如
何に仕事の性質がよくても、こういう
ふうな物価の高い経済情勢のときに、
予算が伴わなくて仕事ができるわけは
ない。そういうふうな点、どうも今の
内閣がシャープ勧告に基いてやるのだ
というふうな大見得をきつておるのだ
すが、こういうふうなものを設けて置
きなから、予算も人員も削減してそれ
で何をやらんとするのか、実際にはで
きないと思う。そういう点を大臣にも
お伺いしたい。

○委員(岡本愛助) それは大臣が
来られてからその点を問ひ質して見ま
しう。

先程質問したことについて鈴木政府
委員にお尋ねしますが、私の聴いてお
りますのは、この機関としてあるのと
、附屬機関としてあるのとは大変な
違いであると思う。法律上の性格に
は格別の差異はないと書面で書いて出
されましたが、非常に法律上の性格に
差異が出て来るのだと思う。それは機
関も附屬機関も同じく国家行政組織法
第八條に基いて設置せられたものでは
ないということについては同じですが、
附屬機関と機関とは法律上の性格が非
常に違つて来る。そこで現に附屬機
関でない機関たる日本学術会議は内閣
理大臣の所轄の下に置くというほど、
それ程重く置いてある。若し今度置か
れる地方行政調査委員会がいわゆる
ごく大仕事をし、府県の配置分合ま
でも考へて行こう、立案計画をしよう
という大きな仕事をするのであれば、

それは非常な法律上の性格が格別なも
のでなければならぬ。それで日本学術
会議と並べるのでなければならぬ。日
本学術会議と並べるつもりで置かなが
ら、内閣理大臣の所轄の下に、こ
書かないで、機関として置く書かれ
たことが私は不思議だ。先
程いろいろ御説明があつたのですけれ
ども、今度は内閣府の設置法の十六條
の二で「内閣府の機関として、臨時に
地方行政調査委員会を置く」という
ふうな書きに書かれたのであつて、
十六條の方に日本学術会議があるのだ
すからそこに並べて書いて、而も法律
上は同じ性格のものであるといふな
ら、内閣理大臣の所轄の下に置く
たのと、機関として置くのと、そ
こに書き分けてあることが法律上の差
異が何かあるように見えるのですが、
その点を伺つて置きたいと思ひます。

この問題はこの委員会の性質を決め
る上において非常に重大な問題です
が、これは法律の條文にも来て貰つては
つきりして置きたいと思ひます。国家
行政組織法の第三條にいう外局ではな
い、つまり考え方によつては地方自治
庁よりか重いものであるとも考えられ
る。どうもそういうふうな点、これは
地方自治庁より總理府の附屬機関であ
る方が軽いものと言へると思ひます
が、若し日本学術会議と同一のもので
あるとするならば、地方自治庁よりも
むしろ重い会議である、こ
うに取れる。そうして来ると、今西郷
君のおつしやつたようにあんな僅かな
予算で何が出来るか、あんな人員で何
ができるかという重大な結論が生み出
されて来る。

今第一に地方行政調査委員会の性格
について問題になつておるのですが、
これが第二條で、臨時に總理府の機
関として置くことになつておるのです。
その機関として置くこととはどうい
う意味であるかということは今まで議
論して来て、それは日本学術会議と同
じ性質のものであるというふうになつ
ておる。そうすると、日本学術会議は
内閣理大臣の所轄の下にある。こ
ちらは總理府の機関として置き分け
てある。何故書き分けたかということ
が問題です。どういふふうな法律の性
格上違ふのかということが問題です。
同一であると言ふのですが、同一なら
ば何故内閣理大臣の所轄の下に置く
かないかという問題です。こ
ういふことについて大臣が考えられておられる
法案を提出なさつた、地方行政調査委
員会法の法律上の性格です。これを先
ず御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一) 只今の附屬
機関として或いは機関としてという言
葉の違いが非常に多いのではな
か、又一方学術会議につきましては内閣
理大臣の所轄の下にと書いてあつ
て、この地方行政調査委員会設置法
についてはそういう言葉を使つていな
い。これらの点はどういふ考え方であ
るかというふうなお尋ねでございます
が、内閣理大臣の所轄の下にとか或
いは内閣理大臣の管理の下にとか或
いは内閣理大臣の監督の下にとかと
いうことで、從來所轄とか管理とか監
督ということで、その機関に対するそ
れぞれの主務大臣の上下、監督の關係
の強弱の度合いを現わすような立法例
になつておつたと思ひますが、国家行
政組織法が改正になりましたから

段とそういう原則を改めまして、從來
の立法例として現つておりますもの
は、依然としてそういう姿のものが残
つておるわけでありまして、目下政府
が立案をいたしまして国会に提案をい
たします法律案につきましては、そ
ういふ所轄、管理、監督という言葉を
いみせんで、何々府、何々省、何々委
員会、附屬機関或いは機関とかいふよ
うな言葉で、それ／＼の言葉自体にお
きまして、各省大臣或いは法務總裁
等、それ／＼主務の大臣との關係を規
定をするという建て方をとつておるの
であります。国家行政組織法自体にお
きまして、府なり省なり委員会なり或
いは附屬機関というふうなもの、それ
ぞれの性格が、一応原則的に規定をし
てありまして、そういうふうなものが
どういふ地位においてそれ／＼の行政
組織を構成してあるか、又それを所管
する主務大臣との關係がどういふ形に
なつておるかということがそれ／＼規
格付けられておりますので、特別に主
務大臣との關係を現わしますために所
轄とか管理とか監督という言葉を使わ
ないような形にいたしておるのであり
ます。その新しい立法の方針に従い
まして、この地方行政調査委員会設置
法案も、特に内閣理大臣の所轄の
下にというふうな言葉を入れたかつた
次第であります。学術会議において特
に内閣理大臣の所轄の下にと書いて
ありますのは、從來のそういうふうな
形の立法例を踏襲せられたものと思
ふのであります。これは国会の御提案に
なりました關係もございまして、その
間立法上のいふ点はあるのでござい
ますが、考え方といたしまして

は先刻申上げましたように、学術會
議と同じような考え方としての機関と
して、地方行政調査委員会を考へて
おる次第であります。

○委員(岡本愛助) そうすると結
局總理府設置法の第十六條には「内閣
理大臣の所轄の下に、日本学術會議
を置く」といふこと、今度次の第十
六條の二に「總理府の機関として、臨
時に地方行政調査委員会を置く」と
こゝ書いても、それは同じことを表わ
しておるのであります。内閣理大臣
の所轄の下にといふのと同様のので
あります。こゝいうことではありませ
う。

○政府委員(鈴木俊一) そういう考
え方で、政府としては立案をいたした
次第でございます。

○委員(岡本愛助) そこで問題に
なるのは警察法第四條「内閣理大臣
の所轄の下に、国家公安委員会及び警
察官の定員三万人を超えない国家地方
警察隊を置く」とあるのではありません
が、そこが又非常に問題を起して来る
のであります。これはこの地方自治庁
の方にお聞きするのは無理でありまし
ようから、それは法曹体のはつきりし
た答弁を求めて置きたいと思ひのであ
ります。

○西郷吉之助 國務大臣もお見えに
なりましたから御意見を伺いたいの
ですが、この間から大臣が御出席にな
りませんときに、三回に亘りまして、こ
の委員会においてこの法律案につきま
して、いろいろ重要な点について真摯
な質疑を交して参りましたが、その点
は一つ大臣に伺いたいのですが、第三
條の終りの方に「その結果を内閣及び
内閣を經由して国会に勧告する」とい

のがあります。更に第四條に内閣は「會議の勧告を尊重しなければならぬ」といふのがありまして、その「國會に勧告する」と「内閣及び内閣を經由して國會に勧告する」勧告の意味を合意におきまして、いろいろ質疑応答を交したのですが、最後に法務府の専門家に來て貰つて、勧告の意味についていろいろ聞いたのですが、どうも非常に分りませんが、段々その内容というものが分りました。そのうちその勧告というものはいろいろのその簡単な意味ではなく非常に重要な意味を含んでおるのです。その解釈によりまして、従つて第四條におきましては「會議の勧告を尊重しなければならぬ」といふことになつておりますが、法務府の解釈によりましては、勧告というふうなこの法案に規定してある以上、この勧告の内容を全部内閣が採用しない、或る所は勧告に従い、或る所は勧告を拒否した、尊重しなかつたという結果になります。その場合に尊重はあるけれども、やはりそれは法律違反になる。二回も繰り返したけれども法律違反になるという。そうなつて來ると第四條の「會議の勧告を尊重しなければならぬ」といふこの文字が、非常に重大な責任を負わなくちゃならぬといふことになる。そういう意味合から内閣を經由して國會に勧告するといふことになつておりますが、なかなかこれは重要な法案でありまして、私はその点につきまして第三條の方のそういう点は内閣に勧告するといふふうな文句はむしろ削除した方がいゝのではないかと。更に第四條の「會議の勧告

を尊重しなければならぬ」といふやうな文句を置いたために、下手をするとな法律違反の問題が出來るといふやうな字句があるのですが、そういう点をどういふふうにお考えになるかといふ点について、特に大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

○西郷吉之助君 大臣はちよつと勘違ひしておられますが、法務府を喚びまして、法務府の見解を質しました。……

午後二時四十四分速記中止
午後三時六分速記開始

はなないか。更に第四條の「會議の報告

が……

言葉が使つてあるのですが、そういう

内閣を組織して報告するものと外閣に

どう違ふのでしょうか。聞いてもその

午後三時六分速記開始

○委員長(岡本愛祐) 速記を始めて下さい。

○岡田喜久治君 第九條では専門調査員というのは法文では非常勤とするところができるといふようになっておりますが、予算の關係もあるだろうと思ひますが、全部非常勤としては非常勤にやつておられますが、事務當局の方の予算も人員も大蔵省の査定のために、予算に至つては二十五年度は三分の一以下に減らしてある。人員も非常に削減されておりますが、この重要な専門調査員の建前が非常勤になつておりますが、そういうようなことでは五人の委員といふものは仕事もできません。専門調査員は少くとも法律の通り十五人のうち半分くらいは非常勤であつて、非常勤の建前は専門調査員を探るといふ建前からそうやつたのであつて、非常勤としたらいい人が探れない、そういうふうな建前もあるようですけれども、少くとも半分は非常勤としてやらなければ、こういう重要な仕事が行ひ得ないと思ふのですが、その点も今後全部が非常勤でなく、一部は非常勤とする必要があるのじやないかと思ひますので、その点を伺ひます。

それから又如何にもこの予算が三千万円くらいところが八百万円に査定されておられるのですが、仕事の性質から申しましても、今後とも一つ國務大臣において努力願ひまして、予算をもう少し増して貰ふなければ、やはり仕事の性質が重要でありまして、予算の裏付けがなければ仕事ができないのですから、その点も予算の上において大蔵省と大臣において一つ大いに増額されるように希望しておきます。

○岡田喜久治君 専門員が非常勤となつておられるがこれだけの重要な大きな仕事が行はれるか、今年度は十五人、来年度は二十人くらいのことになつておられるかどうかといふ御質問であります。本來會議そのものの性格から申しますと、常勤の専門員があつて然るべきと思ひます。定員法に依つておられるので、先づ第一番に定員法からこれを變えて行かないと、常勤として公務員の中に加えることはできないのでありまして、ただに一方又お説のごとき予算の制約は無論ございまして、それよりもこれを非常勤とした主な理由は、定員法の改正は最近政府が非常に苦勞いたしました。行政整理をいたしましたばかりの現状であつたところへ、又定員法においてこれを二十人も増すといふことは、甚だ我々行政上むづかしいところ考えまして、止むを得ず非常勤としたしまた次第でございます。

それから予算の關係は、これも大變お言葉に追従しておる許りですが、無論御尤もでありまして、これだけの予算ではなか／＼困難のことと思ひます。今日までのところの大蔵省との折衝では、こういう予算を計上せざるを得ないところの國家財政の現状から考へました成り行きになつておりまして、かくのごときものを提案いたしておる次第でございますけれども、お言葉のごとく私といたしましては出来得る限り御意見を尊重いたしまして、予算を豊富にとりまするよう努力いたしたいと考えております。

○岡田喜久治君 速記は要りません。中止を願つておきます。

○委員長(岡本愛祐) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(岡本愛祐) 速記を始めて下さい。

○岡田喜久治君 岡田君の御意見に傾倒すべき筋の通つた御意見であります。五名といたしましては、先づ第一義としてシヤウ勸告案を忠実に率直に受入れまして、五名といふのを基本において考えた教であります。お説にもありましたように極めてエキスパートによつてこの重大な審議がなされなければならぬのでありまして、各地方の代表と申しましても、その代表は各現職の団体の長から選ぶとか、或いはその団体の分がこれに委員となつて出るとか、或いはやうなことも、もつと振上げてその団体を推進する人が三人と、或いはことになつておられます。この委員會議の性質から見まして、恐らく私共が今日まで見ておられますところによりまして、各団体とも只今のやうな団体長であるとか、町村長會議長ですとか或いは府縣會議長であるとか、自治會の會長であるとか、或いは代表者が自治委員會において出ておられますけれども、そういう方を避けて、それらの団体からもつと學者でありエキスパートを推薦しようではないかといふやうな傾向に今なつておられるやうであります。これは尤もな筋の通つた御意見であります。三人を五人なり八人なりを地方公共団体が困るじやないか。そういうところから、勢い団体中の

いわけの職員と申しましようか、會員からでもこれを出さなければならぬやうなことになるやうなところ、甚だ穿つた言葉で失礼な申し上げ方でありまして、いわけの玉石混濁の委員會のやうなことになるやうな恐れが多分にあるはせんか。こういうことを考へまして、又政府が推薦いたしまする二名につきましても、なか／＼この重要な會議の性質からいいますと、只今止むを得なければ公務員の中から選ぶ必要なければならぬことになりはせんかと申し上げましたが、併しそれも成るべくならば現職ではありまするが、一般公務員であつても或るべく學者であるとか、或いは行政事務に毎日常勤に携わつておられないやうな人の中から選ばなければ、この趣旨を徹底することには相成らんと考えます。そういう方面を風流に余程選推しして、或いはなか／＼こういう人物が得られません。これ又四人なり五人に殖やすといふことになつて来るとこれは容易ならん至難なことであると考へられます。強いてどこまでも固執するわけではありませんが、先づシヤウ勸告案にあるごとく、この委員會の構成委員に五人くらいでよからうじやないか、又長い間の會議でもありません。これは暫定的な設置の考へでありますから、少くとも一年半か長くて二年くらいの間設置期間でありますから、その間に休む人があるかも知れません。勢い定数を欠くやうなことがあるかも知れませんが、併しそういうことがありまして、この五人の人が一々詳細に地方の突進な行政の組織を分類して喋るというのではなくして、それには専門調査員という名前が議決上面

白くないではないかといふ御意見でありましたが、これは別の解釈といたしまして、専門調査員がおりますので、この専門調査員が主にそういう分類したところの材料の提供に努めて頂いて、又その下に連絡員といふのが約三十名ありますので多少欠席者があつても、この委員會の審議には他の委員と違つてそういう組織の下に連絡員が二十名あります。つまり三十名の連絡員がおります。その上に二十名の専門調査員がおります。その上に五人の會議委員があるといふことであります。先づ大したる支障はなからうではないか。お説に筋の立つた御意見でありまして、理想的に申し上げますれば私共の御意見に承服いたしますけれども、なか／＼人選といふことについては容易ならぬむづかしい問題がそこに残つておられますので、これを強いて教多くして人選するといふことになりまして、非常な乱議といふことになりまして却つてこの設立の趣旨に悖るやうなことがあつては相成らぬと考へまして、この原案はこれでよからうと考へまして維持いたしたいといふ考へを持つておるのでございます。又この専門調査員という職員の仕方につきましてはこれまで私は考へていませんでしたが、只今の御発言によりまして考慮すべきことではあるかと思ひますが、これを立案いたしました行政部長がおられますから、これについて御説明をいたさします。

○政府委員(鈴木一君) 今岡田委員からお話がありました趣向といふやうな点をどうしたかといふお話でございますが、これは岡田委員の仰せになり

ましただけでも、非常にこの委員会と
いうものは重要な権能を持つておるも

と、こう考へておられますが、これも
非常に苦心をいたしました政府委員か

驗や体験を持つておられる、或いは又
日本の革新政治に対するところの信念

においてやることも結構です。いづれ
にしてもその辺の御考慮は頂くとし

るだらうと思ふのであります。従つて
これは政党の勢力関係とか、そういう

ものに決して傾わされないものができ
ることが望ましいし、従つてこの委員
会の勧告は、時の政府の意思に左右さ
れることのないようなものでありたい
ということをお望みしてゐるわ
けです。大体木村さんのお話で、そう
いうことを説くが故に、というよう
な意味の御説明があつたので、私はそ
れでよからうと思ふのでありますが、
その点くれぐれも御注意を願いたい
と、かように考へております。

○國務大臣(木村小左衛門君) 本案に
対しまする非常に適切な御注意を受け
ましたのであります。私共も同感
でありまして、勧告としてあつて、
若し政府が勧告を入れない場合には勧
告自体が何もない。又全部受入れ
なくとも、この勧告案の委員会が作
製した勧告の骨格のようなものが、例
えば国会に提出されるようになっても
甚だ困る。だが併し只今の機構では人
事院の勧告をすら政府が受けるか受け
んかというところは政府の権能にあつ
て、やらん場合には泣き入になつてい
るのではないかというようなお話、非
常に私共もそれを心配しております
が、併しそれはこの案が成立いたしま
して、これがいよいよ設置せられると
いうことになりますると、これは私だ
けの私見でありまると、これは人事
院の勧告とこれとは非常ないわゆる国
民生活の突進……国民生活というもの
は多数の地方民が最も痛切な關係を受
けますので、国民生活の突進がこれに
共鳴して参りますという、それを
基礎として選出せられておりますと
ころの最高機関である国会自体が、政
府が勧告を若し入れません場合には、
併し、国会がみずから有義的に発動し

て、国会の案として提案せられる権
能は十分にあつて、これが成立するよ
うな場合もないではないというところ
に私共も多分の眼みを感じておりま
す。この委員会がどういふ案を出し
たかというところはこれは機密にする必
要はありませんから、新聞その他にお
いて必ず洩れます。洩れるというのは
洩らさんものが出たことを洩れるとい
うのでありますけれども、場合による
とこれはこういう案をこの委員会が
作成した、そして政府へ勧告するとい
うことを発表いたしました。これは差支
ないと思ふ、民生の安定、地方行政
の、地方自治の促進の完璧の意味から
言つて差支ないと思ふ、こう考へてお
ります。そういう発表しました場合に
に、これを国会がどう取扱いかうとい
うところに眼点があるのです。その辺に
私共非常に眼みを感じております。か
ら、御心配のようなことは……これが
できますと、人事院の勧告のような
ことは少しその趣が違ふのではない
か、こういうふうに見ております。御
参考のために申上げた次第でありま
す。

○委員長(岡本愛祐君) それでは今日
はこれで散会いたします。

午後三時四十七分散会
出席者は左の通り。

委員長	岡本 愛祐君
理事	岡田喜久治君
委員	三木 治朗君
	林屋義次郎君
	柏木 庫治君
	西郷吉之助君
	島村 軍次君
	太田 敏兄君

昭和二十四年十二月五日印刷

昭和二十四年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 行

(第三部)

(二二九)

第六回

参議院地方行政委員会會議録第八号